

岐阜県農業担い手リーダー認定要領

制定 平成22年10月1日

最終改正 令和5年8月1日

第1 趣旨

岐阜県農業の持続的な発展、豊かな農村社会を築くためには、能力と意欲のある農業者を将来にわたって育成・確保することが重要である。

そのため、高度な農業技術及び経営能力を有する優れた農業者を岐阜県農業担い手リーダー(以下「担い手リーダー」という。)に認定し、その技術及び能力をもって、普及組織等関係機関と連携して、農村青少年の育成、女性農業者の経営参画及び社会参画の促進及び農村地域の振興等を図る必要がある。

そこで、担い手リーダーとして、岐阜県指導農業士(以下「指導農業士」という。)、岐阜県青年農業士(以下「青年農業士」という。)及び岐阜県女性農業経営アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の認定に関する必要な事項を定める。

第2 任務

指導農業士、青年農業士及びアドバイザーの任務は、それぞれ各号のとおりとする。

1 指導農業士

- (1) 農村青少年の研修の受け入れ及び指導
- (2) 農村青少年の実践学習に対する指導
- (3) 地域農業の振興に関する指導助言
- (4) その他農村青少年育成に関する支援

2 青年農業士

- (1) 自らの農業経営における課題解決の研究及び実践
- (2) 農村青少年の実践学習に対する支援
- (3) 地域農業の振興に関する支援

3 アドバイザー

- (1) 自らの農業経営や地域社会への参画
- (2) 政策方針決定の場への参画
- (3) 次代の農山村女性リーダーの育成
- (4) その他地域活性化に関する支援

第3 普及組織等関係機関との連携

担い手リーダーは、第2の任務を遂行するにあたり、普及組織等関係機関との連携を図ることとし、協同農業普及事業の推進に協力する普及指導協力委員（農業改良助長法第13条に規程される者）を兼務する。

第4 認定基準

指導農業士、青年農業士及びアドバイザーは、それぞれ各号のすべてに該当する農業者とする。

1 指導農業士

- (1) 農村青少年の育成に熱意があり、指導能力を有する者
- (2) 優れた農業経営を実践し、高度な農業技術及び経営能力を有している者
- (3) 地域・組織活動に積極的に参画し、地域での信頼が厚い者
- (4) 申請年度の4月1日現在、40歳から59歳までの者

2 青年農業士

- (1) 優れた農業経営の実践に向け、意欲的に取り組んでいる者
- (2) 高度な知識、技術及び経営能力を有する者
- (3) 地域・組織活動に積極的に参画し、リーダーシップを発揮できる者
- (4) 申請年度の4月1日現在、25歳から39歳までの者

3 アドバイザー

- (1) 農業及び農家経営への参画に取り組んでいる者
- (2) 女性農業者の地域・社会参画に意欲的な者
- (3) 地域の活性化に貢献できる者
- (4) 申請年度の4月1日現在、34歳から59歳までの者

第5 認定及び認定証の交付

- 1 市町村長は、認定基準に該当する者を推薦するにあたり、次の書類を農林事務所長へ提出するものとする。
なお、再任の場合は、身上調書及び経営調書に代えて、再任調書（別記第5号様式）を提出するものとする。
 - (1) 担い手リーダー認定候補者推薦書(別記第1号様式)
 - (2) 身上調書(別記第2号様式)及び経営調書(別記第3号様式)
 - (3) 承諾書(別記第4号様式)
- 2 農林事務所長は、推薦書等に意見書(別記第6号様式)を添えて知事へ提出するものとする。
- 3 知事は、提出された書類を勘案し、担い手リーダーを認定するとともに、認定証(別記第7号様式)を交付する。

第6 普及指導協力委員の委嘱及び委嘱状の交付

知事は、第5で認定された者に対し、第3の規定により普及指導協力委員を委嘱し、委嘱状（別記第8号様式）を交付する。

第7 任期

指導農業士、青年農業士及びアドバイザーの任期は、それぞれ各号のとおりとする。

- 1 指導農業士
任期は5年(年度は4月1日から翌年3月31日までとする。以下同じ。)とし、再任を妨げない。
ただし、4月1日現在、60歳である場合は、その年度の末日までを任期とし、一期(5年)に限り再任を認める。
- 2 青年農業士
任期は4月1日現在、40歳である年度の末日までとする。
- 3 アドバイザー
任期は5年とし、再任を妨げない。
ただし、4月1日現在、60歳である場合は、その年度の末日までを任期とし、一期(5年)に限り再任を認める。
- 4 上記の任期の終了をもって、普及指導協力委員の委嘱を解く。

第8 認定解除

次の事項の一つに該当する場合は、その認定を解除できるものとする。

- (1) 農業経営の内容が著しく変わった場合
- (2) 任務が行われていない場合
- (3) 辞退届（別記第9号様式）が提出された場合
- (4) その他やむを得ない場合

第9 感謝状等の授与

在任期間が通算5年以上の担い手リーダーに対しては、感謝状(別記第10号様式)等を授与することができる。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、認定に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成２２年１０月１日から適用する。

なお、「岐阜県農業士認定要領」（昭和５２年６月１０日制定）及び「岐阜県女性農業経営アドバイザー認定要領」（平成７年９月２０日制定）は、平成２２年９月３０日をもって廃止する。

平成２６年１月３１日 一部改正

平成２６年１２月１１日 一部改正

平成２９年４月１日 一部改正

令和３年７月６日 一部改正

令和５年８月１日 一部改正